

◆ 個人情報保護法の改正について

地方・国・民間の個人情報保護制度を1本の法律（改正個人情報保護法）で規律

〔地方公共団体は令和5年春から施行予定（国は令和4年4月1日施行）〕

【背景】社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に向けた全国的な共通ルールの必要性

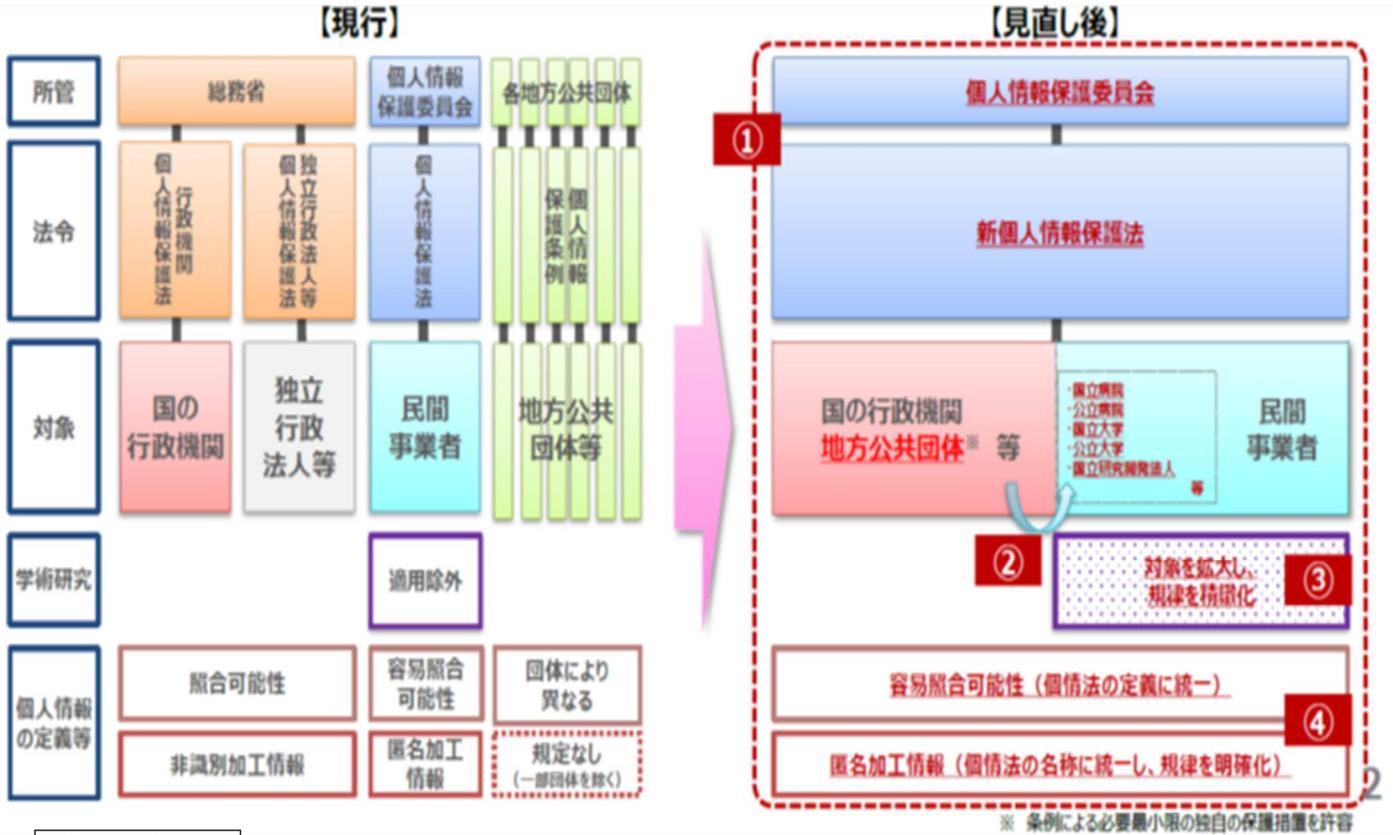
【目的】・個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護

・個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保

・デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応（期待される効果）

法改正の主な項目	改正の内容・対応
地方公共団体に法を直接適用	・ 個人情報を取り扱う各事務等の法的位置付けの再整理 ・ 個人情報保護条例と関係条例の改廃・制定
議会は改正法の適用除外	市議会における個人情報保護の取扱いに係る規律の検討
個人情報保護委員会（国の機関）による統制（監視）	・ 地方公共団体に対する資料の提出の要求及び実地調査・指導及び助言・勧告等の権限 ・ 地方公共団体が個人情報保護に関する条例を定めたときは、委員会に届出
「個人情報ファイル簿」(*)の作成・公表の義務化	法施行（R5年春予定）までに、個人情報ファイル簿の作成・公表を完了
※個人情報ファイル簿 地方公共団体が保有する個人情報ファイルについて法定の事項を記載した帳簿	
「安全管理措置」の義務化	保有個人情報の安全管理に必要な措置を講ずる体制を整備
「漏えい等の報告」を義務化	保有個人情報の漏えい等が生じた際、個人情報保護委員会への通報・本人への通知を行う体制を整備
「仮名加工情報」(*)の取扱いに係る義務化	・ 仮名加工情報の第三者への提供禁止 ・ 仮名加工情報の安全管理のための措置
※仮名加工情報 個人情報に法定の措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された個人に関する情報	
個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	地方公共団体から個人関連情報の提供を受ける第三者に、当該情報の適切な管理のための措置を要求
外国にある第三者への提供制限	外国にある第三者への保有個人情報の目的外の提供時、事前に本人の同意が必要
任意代理人による開示等請求	任意代理人による開示等請求の認容
不適正利用・取得の禁止	地方公共団体の機関による、不適正な方法・手段による個人情報の利用・取得を禁止

法改正の全体像



作業スケジュール

